

第1回 小田原市自転車ネットワーク計画検討会

日時：平成25年10月16日（水）14:00～15:30

場所：小田原市役所 3F 全員協議会室

<議事次第>

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| (1) 検討会の目的 | (5) 県西地域総合都市交通体系マスタープランとの関連性検討 |
| (2) 自転車利用の動向と課題 | (6) 次回の検討会予定 |
| (3) 自転車空間整備施策の動向 | (7) その他 |
| (4) 検討のすすめ方 | |

<設立趣意書／運営要領について>

○設立趣意書（案）、運営要領（案）

- ・異議なし。承認を受け、（案）を削除して運用する。

<議事（質疑応答）>

○検討会の目的

- ・特になし

○自転車利用の動向と課題

- ・特になし

○自転車空間整備施策の動向

構成員：自転車の課題解決として、車道走行の周知が大事ということがあると思うが、検討会内容が自転車ネットワーク整備中心となっていて、利用者への周知方法や安全性の部分が希薄ではないか。

事務局：周知方法や広報活動等についても、検討会で議論を頂く予定である。ネットワーク計画において、利用ルールの徹底や総合的な取組への提言等を頂く予定としている。

○検討会のすすめ方

構成員：今回の検討会で、具体的な自転車ネットワークを決めてしまうのか、それとも概念的なものを決めるだけなのか？具体的な計画であれば、県警協議や県庁内の確認が必要である。

事務局：検討会では、ネットワーク計画を定めることが目的と考える。自転車に対する課題がある路線において、自転車空間整備の必要性という観点で自転車ネットワーク計画を策定する。整備形態については、基本方針を示す程度と想定している。詳細な設計を行うわけではないので、整備の基本方針に基づいて、各道路管理者が設計等を行って頂きたい。

構成員：ネットワークに選ばれた路線は整備するという意志決定は、当該検討会で行うのか。

事務局：その通りです。ただし、整備期限や内容を詳細に設定するものではなく、ネットワーク路線として位置付けを決定したいと考える。

構成員：整備形態として3タイプが示されているが、用地制約等により、選定された形態での整備が困難な場合や暫定的な整備が想定される。ネットワーク計画で選定される整備形態は、望ましい姿程度の位置づけが良いのではないかと。

事務局：様々な課題が想定されるため、柔軟に対応できる整備形態の位置づけが良いと考える。

構成員：検討会では、ネットワーク路線の自転車走行空間として望ましい姿を選定すると理解した。しかし、整備形態として3タイプに当てはまらない場合が想定される。検討会において代替路線まで計画するのか。

事務局：ガイドラインにおいても、対象路線の走行空間確保が困難な場合は、裏道利用などの代替路線で自転車の安全性を確保することとなっているため、状況に応じて判断したいと考える。

構成員：代替路線で整備する場合は、代替路線が検討会における望ましい姿との位置づけとなるのか。それとも、検討会のアウトプットとしては、あくまでも選定された路線の望ましい姿となるのか。

事務局：整備の可能性によるが、場合によっては代替路線をネットワーク路線として選定することも考えられる。ただし、PDCA サイクルにより、将来的にネットワーク計画を見直すことも考えられる。

構成員：当面は自転車走行空間が整備されていないが、PDCA の Check はどの段階で何に対して行う予定か。また、整備困難な場合の PDCA サイクルはどのように考えるか。

事務局：想定ではあるが、整備前には評価が困難であるため、整備後に事故発生状況や利便性・走行性の向上について、評価を行うと考える。ネットワーク路線は実現可能な路線を選定する方針である。PDCA によるマネジメントが可能な路線をネットワーク計画として位置付けるため、整備した区間に対して Check する考えでいる。

構成員：暫定整備（3タイプではない整備形態）が大部分となる場合であっても、ネットワーク計画の路線として扱ってしまっても良いのか。

事務局：ネットワーク計画路線の整備形態として望ましい姿が位置付けられた上での暫定整備であれば良いと考える。自転車ネットワークが必要な路線をネットワーク路線として選定し、暫定整備を含め可能な整備形態を選定する方針を考えている。

構成員：ネットワーク路線の選定にあたり、現在ある道路を対象とするのか、それとも、都市計画道路などの将来整備予定の路線も含めてネットワーク計画を行うのか。

事務局：ネットワーク計画は長期的視野ではなく、現況道路・数年以内に整備する道路（事業中・整備中）を対象と考えている。

構成員：暫定整備の手法として、注意喚起標識の設置も考えられるが、標識の設置をもって整備完了として位置付けて良いのか。

事務局：十分な効果が得られていれば、完了という考え方もあるが、不十分であれば、望ましい整備形態に向けた方針検討が必要である。

○県西地域総合都市交通体系マスタープランとの関連性検討

構成員：事故発生状況について、発生路線がわかるような資料を提示してもらいたい。

事務局：次回の検討会では、拡大して路線がわかるように提示する。

構成員：今回の検討会の主旨とは異なるが、スポーツタイプの自転車の速度が非常に速い。自転車に速度制限はあるのか。

構成員：自転車に対して特に速度制限はなく、取締りは実施していない。

構成員：県西地域総合都市交通体系マスタープランでは、実行性のある自転車プランは策定されていないので、本計画はありがたく感じている。本検討会でのエッセンスをマスタープランに反映したいと考えている。

○次回の検討会予定

・特になし

○その他

事務局：次回は 11 月 21 日木曜日、午後 2 時から県西地域県政総合センター3 階で開催する予定でいる。

出席の程お願いしたい。都合がつかない際は、代理出席をお願いしたい。